

法教育授業

「著作権の大切さ」

1. 著作権とは何か？

著作物：人が、考えや思いを工夫して表現した文章や音楽、絵などを『著作物』と言います。

著作者：著作物を作った人を『著作者』と言います。

著作権(コピーライト) ©マーク
著作権者には『著作権』という権利があります。

2. アニメ「おじやる丸」で著作権を考える

3. 著作権クイズの回答をグループで考える

4. 著作権の保護期間について

著作権には保護期間があります。

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む。)の著作物	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
共同著作物	最後の著作者の死後50年
映画の著作物	公表後70年



「著作権」について



知的財産とは何だろう

頭や感性から生み出した創造物（発明・デザイン・小説・楽曲・絵・他）
 や商売上必要になるトレードマークなどが「知的財産」であり、それを保護
 するのが「知的財産権」というわけです。

知的財産権の3つの分類

- ①特許・実用新案・意匠（デザイン）・商標権
- ②著作権
- ③営業秘密

著作物とは

「思想または感情を創作的に表現したもの」

文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの

思想または感情の表現であること

創作的の表現であること



著作者とは

著作物を実際に創作した人が「著作者」であり、著作権法により権利が与えられている。

著作権とは

☆広義の著作権

著作者人格権

①公表権

著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのような形で公表するかということは、著作者の同意を得て決めなければならない。

②氏名表示権

著作物に氏名を表示するかしないか、表示するとすれば著作者の本名を表示するか、それともペンネームを表示するかということは、著作者の同意を得て決めなければならないという権利

③同一性保持権

著作物に手を加えて元のを改変することは、著作者の同意を得て行わなければならないという権利



☆狭義の著作権

独占的に利用することができる権利で、財産的側面を持つ。

権利の実質的な内容としては、自己の著作物を他人が利用するについて許諾したり、他人が勝手に利用することいを拒否する権利である。

著作権法では、著作権の内容を著作物の利用形態に応じて複数規定しており、狭義の著作権は、こうした権利（支分権）の集合体と考えることができる。

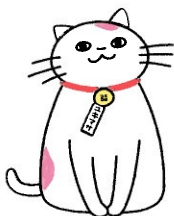
複製権	小説などをコピーしたり、音楽を録音したり、映画を録画したり、コンピュータ・プログラムをコピーしたりすることに関する権利
上演権、演奏権	脚本に基づいて劇を上演したり、音楽を演奏することに関する権利
上映権	映画やビデオなどを上映したりすることに関する権利
公衆送信権等	放送したりCATVで有料放送したりインターネットで情報を発信したりすることに関する権利です。
口述権	多くの人の前で本などを読み上げることにに関する権利
展示権	絵や彫刻などの美術作品やまだ発行されていない写真を展覧会などで展示することに関する権利
頒布権	映画やビデオを貸したり、他人に譲り渡すことに関する権利
譲渡権	映画やビデオ以外ものを他人に譲り渡すことに関する権利
貸与権	音楽用CDやゲームソフト、書籍、雑誌などを多くの人に貸すことに関する権利
翻訳権・編曲権・ 変形権・翻案権	小説など尾を翻訳したり、漫画のキャラクターを元に人形を作るなど、すでにある著作物を元に、新たに創作性を加えて、別のものを創作することに関する権利
二次的著作物の 利用権	翻訳、編曲等によりできた二次的著作物については、その二次的著作物の著作権者である翻訳者や編曲者などが、その著作者となり、利用権を有しますが、その二次的著作物の原著作物の著作者も、他人に対してこれと同等の権利を有する。

著作権の侵害とは

著作物を創作した人は、上記のようないろいろな種類の権利を持っていますので、これらの権利にふれる行為を勝手にすると著作権を侵害することになる。従って、原則として、利用するときは権利者の許諾を得ることが必要、しかし、許諾の必要がなく侵害とならない場合もある。

著作隣接権とは

諸作物の創作者ではありませんが、諸作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード制作者、放送事業者、有線放送事業者に認められる権利



<参照・引用>

- 「生徒のための著作権教室」作花 文雄 著
- 「はじめての著作権講座」公益社団法人著作権情報センター
- 「手にとるように知的財産権がわかる本」
弁護士 荒船 良男・弁護士 大石 治仁 著

著作権クイズ

著作権の侵害になる場合は○、ならない場合は×で教えてください。

Q1 小学校の授業で使うことを目的に新聞記事の一部をコピーして児童に配ることは、著作権の侵害になりますか。

A1 × なりません

授業で使うことを目的とする場合、教育を担当する人と授業を受ける人が必要と認められた限度でコピーすることは認められています（著作権法35条）

Q2 自分で見るために録画したテレビ番組をDVDディスクにして、他の人に売ることは著作権の侵害になりますか。

A2 ○ なります

目的外の使用となります

（著作権法49条）

Q3 小学校の発表会で著作権者の許諾を得ずに音楽の演奏を行うことは著作権の侵害になりますか。

A3 × なりません

① その演奏等が営利を目的としていないこと

② 聴衆から鑑賞のための料金を取らないこと

③ 演奏するものに報酬が支払われないこと

上記の3点を満たしていれば、著作権の侵害には当たりません（著作権法38条1項）

Q4 インターネットに違法配信されている映像を違法と知っていて自分のパソコンにダウンロードすることは著作権の侵害になりますか。

A4 ○ なります

私的使用のための複製であっても、違法に配信された映像をダウンロード（複製）することは著作権侵害です（著作権法30条1項）

アンケート

氏名 _____

1. 自分の描いた絵などにも著作権があることが分かりましたか。

はい いいえ どちらともいえない

2. 図工などで作った友達の作品も大切にしますか。

はい いいえ どちらともいえない

3. 他人の作品を使う時に許可があることが分かりましたか。

はい いいえ どちらともいえない

4. ©マーク（マルシーマーク）を知っていましたか。

はい いいえ どちらともいえない

5. 行政書士という職業を聞いたことがありましたか。

はい いいえ どちらともいえない

6. 今日の授業について、自由に感想を書いてください。
